

分決セサルヲ以テ未タ何分之御指令無之候処曩ニ御達成居候
 貸費生処分之概則ニ照準シ給費生規則ヲ草案シ過日上申候ニ付
 而ハ右生徒之儀ハ兼テ申上置候通後來学業成達之目的アルモノ
 ト雖凡貧困ニシテ到底自費ヲ以テ從学スル能ハサル者ナルカ故
 ニ今速ニ之ヲ給助スル方法ヲ設クルニアラサレハ退学スルモノ
 必ス踵ヲ接ク「顯然ニ有之候仍テ右生徒中最モ貧困究迫ナルモ
 ノ二十八人之姓名ヲ記載シ別紙差出候間從前貸費生徒之更ニ給
 費ヲ受クベキ者ト均シク給費生トナシ申度此段相伺候条迅速御
 指揮有之度候也

明治九年七月五日 東京開成学校長補濱尾 新

文部大輔代理文部大丞 九鬼隆一殿

(朱書)
 「伺之趣事實無余儀相聞候ニ付聞届候条其校金ヲ以テ給付可致
 候事」

(朱書)
 [明治九年七月十日] 印

予科二級乙

○石川県士族温一郎弟

吉田朋吉

当年二十
 年六ヶ月

同 (マア) 乙

高知県士族

白石直治

十八年
 六ヶ月

○岐阜県士族

野村龍太郎

十七年
 六ヶ月

○東京府士族松本久義附籍久成男

秋山正議

十九年
 九ヶ月

東京府士族

富士谷孝雄

十八年

愛知県士族

加藤高明

二十年
 六ヶ月

57 東京開成学校生徒予科生徒合川正道・松野貞一郎他二十
 六名給費生採用に付伺
 [明治九年七月五日]

(朱書)
 [開第百三十八号]

本年二月廿四日付ヲ以テ客年九月以降入学セシ生徒四十三名ア
 リ其中貧究ニシテ給助ヲ願フ者ニ限り本校補助金内の一ヶ月金
 六円ヲ交付シ更ニ給助生トナシ度段相伺置候処從前貸費生之処

(欄外注記 2)

山口県士族

○石川県士族守之長男

東京府士族伺忠男

東京府士族道章長男

(欄外注記3)

△山口県

東京府士族英治弟

青森県平民

△高知県士族

△石川県士族

高知県士族

同三級丙

岐阜県下

福島県士族

堺県平民篤敬長男

青森県士族

○大阪府下平民

新潟県平民

長野県士族速見長男

高知県士族

○豊岡県士族

△東京府士族

千葉県士族

三重県士族公充長男

田中稻城

久田孝太郎

都筑馨六

飯島 魁

末岡精一

松田小次郎

岩川友太郎

天野為之

吉村政行

前田元敏

合川太郎

原 龍太

高橋鉉太郎

松野貞一郎

福井彦二郎

阪口佐吉

堀田連太郎

大八木喬朶

下村三一

岡田乾三

加藤常七郎

鈴木充美

十九年

十七年

十五年

十四年

二十一年

十六年

十八年

十五年

十九年

十八年

一十七年

二十年

十五年

十八年

十八年

十九年

十九年

十九年

十七年

十七年

十八年

二十一年

(欄外注記1)「学第千七百九十七号」

(欄外注記2)「証」

(欄外注記3)「証」

(欄外注記4)「九月ヨリ」

〔文部省往復〕明治九年甲、㊦A15〕